

安心サポート事業

(事業内容)

津別町に居住する生命に関わる緊急性を要する生活困窮者に対し、以下の事業例などに対し現物給付をします。

事業例 1 食糧支援

食料の購入費用がない方に当面の食料を提供



事業例 2 公共料金の支援

電気やガス、水道、携帯電話などのライフラインが止められている方に対して、利用再開のため料金を代理納付

事業例 3 灯油の支援

灯油の購入費用がない方に対して灯油を現物支給



事業例 4 生活用品の支援

炊飯器や布団など、最低限の家財道具を持っていない方に提供

援助対象外となる場合

■施設に入所している場合 ■生活保護を受給している場合 ■緊急性のない滞納金に充てようとする場合 ■借入金の返済に充てようとしている場合 ■緊急性のない日常生活に充てようとしている場合 ■単に現金を求める場合 ■その他、社協が本事業による支援は妥当でないと判断した場合 など

■事業実施期間 令和5年1月1日 ～ 令和5年3月15日

■1 対象者あたりの支援限度額は、現金換算すると 30,000 円相当です。
(対象者数には限りがあります。)

■現金をお渡しすることはありません。あくまで現物給付です。

相談先 津別町社会福祉協議会
電話番号 76-1161